

令和8年1月30日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

亀山市長 櫻井 義之

市町村名 (市町村コード)	亀山市 (24210)
地域名 (地域内農業集落名)	城北地区 (太田、椿世、亀田、羽若、住山、北山、本町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月28日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当該地区は、後継者がいない人が多いため、認定農業者や、新たな農地の受け手に上手く集約できるように話し合いが必要。
- ・農道、農業用水路等の農業施設の維持管理が継続できるかが課題である。

主な作物: 水稲、露地野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・集落内の耕作者が中心経営体となる認定農業者へ位置づけられるよう集落で協力していく。
- ・集落内で新たに認定農業者を希望する者がいれば、集落でサポートし、規模拡大しやすい体制をつくる。
- ・経営農地の集約化を目指し、農地の機構への貸付を勧奨していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地で一団となり農業上の利用が行われる区域とした。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落内の認定農業者を始めとする拡大意欲を示す担い手に集約化を図りつつ、地域全体で農業を支えていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を目指し、集落の状況に応じて段階的に農地集積を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の中から担い手を育成しつつ、地域の意向を踏まえながら、新たな農業者の発掘のため、JAや県などの関係機関と連携して相談体制の構築を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜運搬機等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①獣害対策として、侵入防止柵の設置・管理や捕獲の推進を図るとともに、被害防止につながる耕作放棄地の解消にも取り組む。